

（一覧表）第4次目標の設定の方向性（案） 1/2

2025年度末までの目標			現状値 （2022年度末時点） ※付きは2023年度末時点の数値	2025年度末 数値目標	数値目標以外の目標等	第4次目標の設定の方向性
①鉄軌道駅	3,000人以上/日及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の鉄軌道駅におけるバリアフリー化率	段差の解消	約94%	原則 100%	・地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ・その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化 ・高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールート の複数化を進める ・駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める	○ 現在「鉄軌道のバリアフリー化の整備推進に関する検討会」にて鉄道部門としての方向性を検討中。 ・10/9 ：第2回検討会開催（当事者団体等ヒアリング） ・12/10 ：第3回検討会開催（目標や施策の方向性案） ・2月（予定） ：第4回検討会開催（とりまとめ）
		転落防止設備	約83%	原則 100%		
		視覚障害者誘導用ブロック	約43%	原則 100%		
		案内設備	約77%	原則 100%		
		障害者用トイレ	約92%	原則 100%		
	ホームドア・可動式ホーム柵の設置番線数 （カッコ内は、10万人以上/日の駅の番線数（内数表記））		2,484番線 （493番線）	3,000番線 （800番線）		
②鉄軌道車両	鉄軌道車両		約57%	約70%	・新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める	
③バスターミナル	3,000人以上/日及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日のバスターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消	約91% ※	原則 100%	・その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	○ 年々整備目標値は増加しているが、事業者の経営体力を踏まえ、事業継続を優先する状況により、現期間では目標達成が見込めない状況であるため、原則100%の目標に向けて引き続き推進していく。 ○ 一方で、ハード面の数値目標以外の項目等においてどのような対応が可能か検討。 （例）整備されていない施設の場合は人的介助を配備するなど
		視覚障害者誘導用ブロック	約86% ※	原則 100%		
		案内設備	約79% ※	原則 100%		
		障害者用トイレ	約72% ※	原則 100%		
④バス車両	乗合バス車両	ノンステップバス	約68% ※	約80%	・高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化	○ ノンステップバスについては、目標を上げる方向で関係者と協議中。 ○ リフト付きバス等については、多くの場合に代替輸送手段があることから、現実的な目標に改める方向で関係者と協議中。 ○ 空港アクセスバスについては、基本的にリフト付きバス等によるバリアフリーを図るが、上記のリフト付きバス等と比較してより早急にバリアフリー対応の必要があることを鑑みて、目標を上げる方向で関係者と協議中。 ○ 貸切バスについては、達成状況が進展するよう、取組の内容等について検討する。
		リフト付きバス（適用除外車両）	約 7% ※	約25%		
		空港アクセスバス	約40% ※	約50%		
	貸切バス車両		1,157台 ※	約2,100台		
⑤タクシー車両	福祉タクシー車両		45,311台 ※	約90,000台	・各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする	○ いずれの目標についても、達成状況が進展するよう、取組の内容等について検討する。
		ユニバーサルデザインタクシーの割合	約 4% ※	100%		
⑥旅客船ターミナル	2,000人以上/日の旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消	約93%	原則 100%	・離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ・その他、地域の実情にかんがみ、利用者のみならず利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化	○ 引き続き、現行目標に基づくバリアフリー化を推進するとともに、ハード面の対応が未達成の施設でのソフト対策の充実化について進める。
		視覚障害者誘導用ブロック	約67%	原則 100%		
		案内設備	約53%	原則 100%		
		障害者用トイレ	約85%	原則 100%		
⑦旅客船	旅客船（旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。）		約56%	約60%	・2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ・その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化	○ 代替建造の進捗を踏まえ、現行60%の目標値を上げる方向で検討中。

(一覽表) 第4次目標の設定の方向性 (案) 2/2

2025年度末までの目標			現状値 (2022年度末時点) ※付きは2023年度末時点の数値	2025年度末 数値目標	数値目標以外の目標等	第4次目標の設定の方向性
⑧航空旅客ターミナル	2,000人以上/日の航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消	100% ※	原則 100%	・その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	○ 引き続き、現行目標に基づくバリアフリー化を推進するとともに、数値目標以外の目標等に関して、関係協会と協議中。
		視覚障害者誘導用ブロック	約98% ※	原則 100%		
		案内設備	約95% ※	原則 100%		
		障害者用トイレ	100% ※	原則 100%		
⑨航空機	航空機		100% ※	原則 100%		○ 航空機におけるバリアフリー設備については、現状、実現可能な範囲で導入されており、引き続き同水準に適合した航空機の導入を進めることとし、現行の水準（原則100%）を維持する。
⑩道路	重点整備区域内の主要な生活関連経路を構成する道路		約71% ※	約70%		○ これまでの整備実績と同程度のペースによる目標値を設定し、特定道路のバリアフリー化を図る。
⑪都市公園・路外駐車場	規模の大きい概ね2ha以上の都市公園におけるバリアフリー化率	園路及び広場	約64%	約70%	・その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化	○ 目標値を設定している3施設についてはバリアフリー法施行令に定められた特定公園施設のうち多くの利用が想定される施設であり、引き続き普及の取組を続ける必要があることから、現行の目標を継続する予定であるが、他分野の動向も踏まえ、必要に応じて目標の見直しの検討を行う。
		駐車場	約56%	約60%		
		便所	約63%	約70%		
	特定路外駐車場		約72%	約75%		○ 特定路外駐車場移動等円滑化基準（省令）改正により、車椅子使用者駐車施設の整備水準は引き上げ予定。そのため、今年度実施中の特定路外駐車場の調査により、改正後の適合率も把握し、新たな目標値を設定予定。基準が厳しくなることから、適合率は現行より低下することを想定。当該調査結果を踏まえて第4次目標を設定予定。 ・令和6年9月：改正省令公布 ・令和7年3月頃：令和5年度末時点の特定路外駐車場調査結果判明（第4次整備目標に反映） ・令和7年6月：改正省令施行
⑫建築物	床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物		約64% ※	約67%	・床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 ・公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する	○ 床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物のバリアフリー化率の目標値を引き上げる。 ○ 建築物を建築する際の当事者参画に関する目標について検討する。
⑬信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化率		約99% ※	原則 100%		○ 警察庁の整備箇所については、市町村が作成する基本構想数に比例して増加するものである。第3次目標については、おおむね達成できる見込みではあるが、現在の基本構想数を踏まえると、今後、更に基本構想が作成されていくことが想定され、それに伴い、現行目標の対象箇所も増加していくこととなるため、引き続き、現行目標に基づく整備事業を推進するとともに、既に整備した箇所に対する維持管理を適切に行うことが次期指針においても必要であると考える。
	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている音響信号機及びエスコートゾーンの設置率		約66% ※	原則 100%		
⑭基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成		44自治体 ※	約350自治体	(※全市町村（約1,740）の2割程度に相当)	○ あり方検討会主要課題①において検討中。 (主な論点) ・移動等円滑化促進方針、移動等円滑化基本構想の策定数 ・計画策定後の見直し等の継続性や当事者参画など質の部分の評価 等
	移動等円滑化基本構想の作成		325自治体 ※	約450自治体	(※2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村（約730）の6割に相当)	
⑮心のバリアフリー	「心のバリアフリー」の用語の認知度		約21%	約50%	・移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する	○ 「心のバリアフリー」の3つの体现ポイントの理解度等をベースとした整備目標の設定について検討を行う。
	高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合		約82%	原則 100%		